

## 平成20年度資金不足比率の公表

平成21年度公営企業会計決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり公表します。

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号
観光事業特別会計	—	令第17条第3号

参考：算定の基礎となった資料は、総務企画課に備えています。